

令和4年度第1回 宮城地方最低賃金審議会 議事録

令和4年6月29日(水)午後2時
仙台第4合同庁舎 2階共用会議室

出席者

公益代表

熊谷委員、内藤委員、柳井委員、

労働者代表

阿部(祥大)委員、釜石委員、佐野委員、照井委員、新関委員

使用者代表

阿部(昌展)委員、稲妻委員、佐藤委員、成田委員

開 会

補 佐 定刻となりましたので、ただいまから、令和4年度第1回宮城地方最低賃金審議会を開催いたします。本日の審議会は公開となっております。報道関係の皆様には広報について、御協力をよろしく願います。

私は、賃金室室長補佐の渡辺と申します、本日はどうぞよろしく願います。

初めに、委員の方々の出席状況を報告させていただきます。

本日事前に桑原委員が欠席の旨、御報告いただいております。

公益代表委員 3 名、

労働者代表委員 5 名、

使用者代表委員 4 名、

以上 12 名が出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項により会議が成立していることを報告いたします。

本日は、令和4年度第1回の審議会であり、事務局側も新たな体制となったこともあり、賃金室長から委員の皆様及び事務局職員を御紹介させていただきます。

賃金室長 この4月に着任いたしました賃金室長の小熊でございます。どうぞよろしく願います。

それでは、お手元にお配りしてあります資料番号1の名簿により、各委員を紹介させていただきます。

はじめに、公益を代表する委員ですが

熊谷委員でございます。

…。

内藤委員でございます。

…。

柳井委員でございます。

…。

なお、公益を代表する委員ですが、審議会会長でありました工藤委員が都合により本年4月7日に退任され、後任者の選任を進めて参りましたが、候補者人事異動のため1名欠員となっておりますことを申し添えます。

次に、労働者を代表する委員ですが、
阿部委員でございます。

…。

釜石委員でございます。

…。

佐野委員でございます。

…。

照井委員でございます。

…。

新関委員でございます。

…。

次に、使用者を代表する委員ですが、
阿部委員でございます。

…。

稲妻委員でございます。

…。

佐藤委員でございます。

…。

成田委員でございます。

…。

次に職員の紹介をさせていただきます。

昨年10月1日に着任しました
小林局長でございます。

…。

本多労働基準部長でございます。

…。

本年4月1日に着任しました
賃金室の渡辺室長補佐でございます。

…。

小嶋賃金指導官でございます。

…。

佐藤専門監督官でございます。

…。

賃金調査員の伊藤でございます。

…。

以上となります、皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

補佐 議事に入ります前に、局長から御挨拶を申し上げます。

局長 宮城労働局の小林でございます。委員の皆様方におかれましては、何かと御多忙の中、宮城地方最低賃金審議会に御参集いただきましてありがとうございます。

現行の宮城県最低賃金は、昨年10月1日に改正が行われ、約9か月間経過したところでございますが、本年度においても県内における一般労働者の賃金水準の改定状況、生計費の状況、また経営の状況、雇用情勢の推移などを総合的に勘案しながら、改正決定の必要があるとの判断に至り、本日、宮城県最低賃金の改正決定の諮問をさせていただきます。

最低賃金額の審議に当たりましては、それぞれ公労使を代表する皆様方で丁寧な御審議をお願いしたいと考えておるところでございます。

去る6月7日におきましては、「経済財政運営と改革の基本方針2022」、また、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」が閣議決定されているところでございます。その中で「最低賃金の引上げの環境整備を一層進めるためにも事業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細やかな支援や取引適正化等に取り組みつつ、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が1,000円以上となることを目指し、引上げに取り組む。」とされています。

宮城県最低賃金は、昨年度、新型コロナウイルス感染症による雇用・経済への影響下ではありましたが、28円の引上げとなったところでございます。一昨年の1円引上げを除き、平成28年度からは3%を超える引上げで毎年改定されているところでございます。

御審議を賜るにあたりましては、経済情勢や雇用情勢、また、新型コロナウイルス感染症の状況と経済の見通しなどが検討要素となってくると

考えているところでございます。

宮城県統計課が、令和4年6月1日に発表した2022年5月のみやぎ経済月報によりますと、「新型コロナウイルス感染症による影響が残る中で持ち直しの動きに足踏みがみられる。」とされており、慎重な判断が続いているところでございます。一方で新型コロナウイルス感染症に対する評価につきましては、前月の「厳しい状況」から「影響」へと変更され、景気の回復に含みを持たせた表現となっているところでございます。

また、当局のハローワークの求人求職を示す直近の有効求人倍率につきましては、4月に1.35倍でありまして、一昨年9月の1.13倍を底に改善傾向で推移しているところでございます。

このような指標に加えまして、総合的セーフティネットとしての最低賃金制度が実効あるものとして運営されますよう、御審議を賜りたいと考えているところでございます。

委員の皆様方には、審議に関し多大なる御負担をおかけすることになります。最低賃金制度の趣旨を御理解賜り御審議いただきたいと思っております。

冒頭にあたりますが私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

補佐 それでは議題(1)「会長及び会長代理の選出」について、事務局から提案させていただきます。

賃金室長 提案いたします。

先ほども申し上げましたが、昨年会長に選出されておりました工藤委員が都合によりこの4月7日付で退任されました。そのため今年度改めて会長及び会長代理を選出することとなった次第です。

最低賃金法第24条第2項により「会長は、公益を代表する委員のうちから委員が選挙する。」ということになっております。今申し上げた条文は、本日の参考資料「最低賃金決定要覧」に最低賃金法の関係条文を抜粋した書面を配布させていただきましたので、必要な場合は後で確認いただければと存じます。また、同条第4項により、会長代理につきましても同様となっております。

本審議会におきましては、従来から公益委員の皆様の中で決めていただき、その結果をお諮りするということにはしてはりましたが、本年度もこのように取り扱ってよろしいか、お諮りします。

委 員 (異議なし)

賃金室長 それでは、異議なしということですので、公益委員の皆様で協議いただきました結果について御報告いたします。

会長に熊谷委員、会長代理に内藤委員ということになりました。御承認をお願いいたします。

委 員 (異議なし)

賃金室長 御承認いただきましたので、会長に熊谷委員、会長代理に内藤委員が選出されました。ありがとうございました。

補 佐 それでは、会長及び会長代理から御挨拶をいただきたいと存じます。初めに会長からお願いいたします。

熊谷会長 ただいま会長に選出されました熊谷でございます。会長といたしまして、公平公正な審議に努める所存でございます。委員の皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

補 佐 次に会長代理からご挨拶をお願いいたします。

会長代理 ただいま会長代理に選出されました内藤でございます。会長を補佐して、適切かつ効率的な審議が行われるよう努めていきたいと思っております。何卒よろしくお願いいたします。

補 佐 それでは、会長が選出されましたので、これからの議事進行は会長をお願いいたします。

熊谷会長 それでは、議事進行を事務局から引き継ぎます。

議事に入ります前に、宮城地方最低賃金審議会運営規定第6条に則り、本日第1回及び次回第2回の審議会については、公開といたします。その後は、採決並びに採決に至る審議については、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、非公開といたします、

議事録及び会議資料について、公開の審議は原則公開といたします。ただし、公開することにより、個人の情報保護に支障を及ぼすおそれのある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害され

るおそれのある場合、又は、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれると判断される場合には、会議資料の一部又は全部を非公開といたします。

非公開の審議会は、議事録を非公開としますが、代わりに議事要旨を作成して公開いたします。

以上のとおりでよろしいでしょうか。

委 員 (異議なし)

熊谷会長 ありがとうございます。

次に、議題(2)「宮城県最低賃金の改正決定の諮問について」局長から諮問をお受けしたいと思います。

局 長 宮城県最低賃金の改正決定について、諮問いたします。

(会長に諮問文を手渡す)

熊谷会長 それでは、事務局で諮問文の写しを各委員に配付して読み上げてください。

(事務局が各委員等に、諮問文の写しを配付)

指 導 官 では、事務局より諮問文を読み上げます。

宮労発基 0629 第1号

令和 4年 6月 29日

宮城地方最低賃金審議会

会 長 熊谷 真宏 殿

宮 城 労 働 局 長

小林 健

宮城県最低賃金の改正決定について(諮問)

最低賃金法第12条の規定に基づき、宮城県最低賃金の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画及

び新しい資本主義実行計画工程表並びに経済財政運営と改革の基本方針 2022 に配意した、貴会の調査審議をお願いする。
以上です。

熊谷会長 ありがとうございます。
次に、諮問の趣旨説明をお願いいたします。

基準部長 今年度の宮城県最低賃金改正の諮問について、御説明させていただきます。

最低賃金法第 12 条では、地域別最低賃金の改正について、「労働局長は地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して、必要があると認めるときは、地方最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて決定しなければならない。」と規定されております。

現行の宮城県最低賃金は昨年 10 月 1 日に改正し、約 9 か月余りが経過しております。本年度におきましても県内におけるこれらの状況、一般労働者の賃金水準の改定状況、生計費の状況、経営の状況、雇用情勢の推移など、を総合的に勘案し、最低賃金の改正決定の必要性があるとの判断に至りまして、本審議会に調査審議をお願いする次第でございます。

また、昨日におきましては、28 日に第 63 回中央最低賃金審議会、第 1 回目安小委員会が開催され、今年度の目安審議が始まっております。

その中央の諮問文においては、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画並びに新しい資本主義実行計画工程表並びに経済財政運営と改革の基本方針 2022」に配意した審議をお願いすると記載されております。

諮問文に記載されているこれら資料につきましては、お手元の参考資料 7、8 及び 9 に最低賃金に関連する部分を抜粋して添付しております。

参考資料 7 は、閣議決定された、いわゆる「新しい資本主義」の「経済税制運営と改革の基本方針 2022」、参考資料 8 は「グランドデザイン及び実行計画」、参考資料 9 が「実行計画の工程表」となります。

参考資料 7 の 6 ページを御覧いただけますでしょうか。最低賃金の部分でございます。

四角い枠の中には、「人への投資のためにも最低賃金の引上げは重

要な政策事項である。最低賃金の引上げの環境整備を一層進めるためにも事業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細やかな支援や取引適正化等に取り組むにつ、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が1,000円以上となることを目指し、引上げに取り組む。」と記載されております。

また、そのあとには、「こうした考えの下、最低賃金について、官民が協力して引上げを図るとともに、その引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議論する。」とも記載されております。

これと同様の内容は、参考資料8の4ページから5ページにかけての項目においても記載がされております。

当審議会におきましては、中央最低賃金審議会の方向性をもって審議された目安額や地域の実情などを勘案して審議していただきたいという趣旨で、今回の諮問文には、中賃の諮問文と同内容の文言を入れさせていただきました。

事務局では、本審議会の運営が円滑に進められますよう最大限努力する所存であり、最低賃金の審議に必要なデータの収集を進めておりますので、審議の場に提供して円滑な審議の運営に努めて参りたいと思っております。

以上、説明となります。どうぞよろしくお願いいたします。

熊谷会長

ありがとうございました。

ただいま局長から宮城県最低賃金の改正について諮問を受けました。続いて労働基準部長から趣旨の説明がございました。何か質問等がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

委 員

(質疑なし)

熊谷会長

それでは、改正について審議を開始することいたします。

次に議題(3)「宮城県最低賃金専門部会の設置及び廃止並びに関係者からの意見聴取について」事務局から説明をお願いします。

賃金室長

御説明いたします。

最低賃金法第25条第2項に「最低賃金審議会は最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。」と規定されておりますので、宮城県最低賃金専門部会を設置していただきたいと存じます。

専門部会には、関係労使から各3名の委員候補者の推薦をしていただくため、本日、専門部会委員の推薦公示を行います。推薦期限は7月13日水曜日とさせていただきますと思います。

また、設置されました専門部会につきましては、最低賃金審議会令第6条第7項により「専門部会がその任務を終了したとき、具体的には当該専門部会に係る最低賃金についての異議申出期間が満了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。」とされており、本日の審議会において、その旨の議決をお願いいたします。

関係者からの意見聴取についてですが、最低賃金法第25条第5項に「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正もしくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。」と規定されています。この意見聴取につきましても、本日公示を行うこととし、こちらも意見提出の締切りを7月13日水曜日とさせていただきますと思います。御了承をお願いいたします。

この関係労働者及び関係使用者からの意見聴取は、以前から委員の皆様の御了解により、審議会の場において意見陳述を行い、参考人は2人で1人10分以内の陳述とすることとし、本年度においても同様に、第2回の審議会の場で参考人の意見陳述を行うこととなりますので、よろしくをお願いいたします。

熊谷会長 ただいまの説明につきまして、御質問等ございますでしょうか。

委 員 （質疑なし）

熊谷会長 それでは、特にないということですので、最低賃金法の規定に基づき宮城県最低賃金の改正について審議を行う専門部会を設置することにいたします。

また、専門部会委員の関係労使からの推薦期限及び意見聴取の締切りは7月13日水曜日ということにさせていただきます。

次に、専門部会の廃止についてですが、あらかじめその任務が終了したとき、具体的には、「当該専門部会に係る最低賃金についての異議申出期間が満了したときに廃止する。」ということで、よろしいでしょうか。

委 員 （異議なし）

熊谷会長 それでは、専門部会がその任務を終了したとき、具体的には、「当該専門部会に係る最低賃金についての異議申出期間が満了したとき」には、廃止するというにいたします。

次に、議題(4)「最低賃金審議会令第6条第5項の取扱いについて」、事務局から説明をお願いします。

賃金室長 説明いたします。

最低賃金審議会令第6条第5項には、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」と規定されています。

当審議会におきましては、専門部会の金額審議について、公労使「全会一致」で決議された場合に、このように取り扱ってきたところです。これから設置されます宮城県最低賃金専門部会においても、この適用をお願いしたいと存じます。

熊谷会長 ただいま説明がありましたが、御質問等がありますか。本年度についても最低賃金審議会令第6条第5項を適用するというので、よろしいでしょうか。

委 員 (異議なし)

熊谷会長 それでは、本年度においても最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会の公労使「全会一致」で決議された場合には、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることといたします。

次に、議題(5)「特定最低賃金改正の必要性の有無の審議について」、事務局から説明をお願いします。

賃金室長 それでは、説明させていただきます。

宮城県における特定最低賃金、従来は産業別最低賃金と呼ばれていたものですが、現在3つの業種に設定されており、関係労使から改正の申出があった場合に、審議会へ改正の「必要性の有無」の諮問を行っています。

3業種の労働団体からは、令和4年度も特定最低賃金額を改正したいとの意向が表明され、事務局としましては、「最低賃金に関する実態調査」を実施しているところでございます。例年どおりですと、7月20日前後に「改正の申出書」が提出されることとなります。

この改正の「必要性の有無」の審議については、特別小委員会を設置して審議することができることになっておりますが、宮城にお

いては平成 10 年以降審議の促進を図るということで、特別小委員会を設けなくて、本審の場で御審議いただいていた経過がございます。

今年度も、改正の「必要性の有無」の審議にあたり、特別小委員会を設置しないで、従来どおり本審において行うこととしたいと存じますが、それでよろしいか御確認をお願いいたします。

熊谷会長 ただいまの事務局の説明につきまして、何か質問や確認することはございますでしょうか。

委 員 （質疑なし）

熊谷会長 それでは、特定最低賃金改正の「必要性の有無」の審議は、本年度も特別小委員会を設けず、本審の場で行うということによろしいでしょうか。

委 員 （異議なし）

熊谷会長 それでは、特定最低賃金改正の「必要性の有無」の審議は、特別小委員会を設けず、本審の場で行うことにいたします。

熊谷会長 次に議題（6）「その他」について、事務局から何かございますでしょうか。ありましたら、説明をお願いします。

賃金室長 添付資料と次回の審議会日程等について説明させていただきます。
資料番号 1 は、今期である第 44 期の今日現在の宮城地方最低賃金審議会委員の名簿です。

資料番号 2 は、宮城地方最低賃金審議会運営規程です。

資料番号 3 は、宮城地方最低賃金審議会専門部会運営規程です。

続きまして資料番号 4 から 9 は労働関係の各団体からの要請書等でございます。

各団体の敬称は省略し、日付と標題を紹介いたします。宛先は全て宮城労働局長で、資料番号 8 については、その趣旨から宮城労働局長と審議会会長宛てとされています。

資料番号 4 は、2022 年 2 月 17 日付け全国労働組合（略称：全労協）東北協議会・全国一般労働組合全国協議会宮城合同労働組合による「申し入れ書」でございます。

資料番号 5 は、2022 年 2 月 18 日付け宮城県春闘共闘会議・

宮城県労働組合総連合（略称：宮城県労連）による「2022年国民春闘にあたっての要請」でございます。

資料番号6は、2022年5月30日付け全労連東北地方協議会・全労連北海道地方協議会・宮城県労働組合総連合（略称：宮城県労連）による「最低賃金の引き上げと中小零細企業支援の拡充、及び最低賃金引上げに関連する労働行政の改善を求める要請」でございます。

資料番号7は、2022年6月14日付け全国労働組合連絡協議会（略称：全労協）東北協議会、全国一般労働組合全国協議会、宮城全労協、全国一般労働組合全国協議会宮城合同労働組合による「2022年国民春闘にあたっての要請」でございます。

資料番号8は、2022年6月14日付け宮城県労働組合総連合（略称：宮城県労連）による「2022年最低賃金引き上げ審議に係わる要請書」でございます。

資料番号9は、2022年6月18日付け宮城全労協による「2022最低賃金の審議にあたっての要請」でございます。

資料番号10は、2022年6月24日付け仙台弁護士会による「宮城県の最低賃金額の引き上げを求める会長声明」でございます。

続きまして参考資料です。「参考資料」として、今春闘に係る労働組合及び使用者団体の広報や、県内の経済、政府方針、最低賃金関係の宮城労働局のプレスリリースなどを添付しました。

参考資料1から3は本年の春闘の状況となります。

参考資料4から6は本年の経済の状況等となります。

このうち、参考資料6は、今年5月に仙台市が行った、新型コロナウイルス感染症による事業所への影響調査を行った結果の資料となっています。

参考資料7から9は、政府方針で、「経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定）」「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（同日閣議決定）及び「新しい資本主義実行計画工程表（同日閣議決定）」の最低賃金関係部分の抜粋となります。全国共通のものとして参考資料といたしましたが、本審議会での諮問にかかる重要な資料でございます。

参考資料10は、宮城労働局が本年に行った最低賃金にかかる監督指導の結果を取りまとめたものです。

参考資料11は、今回の審議会に関するプレスリリースでございます。

そのほかに、二つの参考図書がございます。

ひとつは、「令和4年度宮城労働局行政運営方針の概要」という

冊子で、宮城労働局の行政目標のPR版です。

最低賃金に関しては、8ページの3の(1)と(2)になります。「最低賃金、賃金引き上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援」と「宮城地方最低賃金審議会の円滑な運営」が記されています。

もうひとつは、「最低賃金決定要覧 令和4年度版」という冊子です。

「最低賃金制度の概要」、「令和3年度の最低賃金の改正状況」、「中央又は都道府県の地域別・特定最低賃金」、「都道府県の地域別・特定最低賃金一覧」、そして資料として、「関係法令等」、「日本産業分類」が掲載されています。全国共通の審議会の資料ですので今後の審議の参考としていただければと思います。

次に審議日程についてですが、次回の審議会は、7月28日(木)13時30分からとし、審議会終了後、引き続き第1回目の専門部会を開催することといたします。

以上でございます。

熊谷会長 ただいまの資料の説明につきまして、質問等ありませんか。

委 員 (質疑なし)

熊谷会長 本日の諮問について、次回以降の審議会、あるいは今後設置される専門部会で更に議論を深めていただき充実した審議ができればと思います。

なお、次回の審議は、7月28日(木)午後1時30分から、場所は今回と同じ宮城労働局2階共用会議室で開催しますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日の審議会をこれで終了します。

補 佐 以上を持ちまして、令和4年度第1回宮城地方最低賃金審議会の一切が終了いたしました。報道関係者並びに傍聴者の皆様は御退席願います。委員の皆様には連絡事項がございますので、今しばらくお残りください。

閉 会